

議案第 23 号

石垣市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

石垣市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成 3 年石垣市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（受給資格者証等の提示）

第 7 条 受給資格者が医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給資格者証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を提示するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市重度心身障害者（児）医療費助成において、自治体と医療機関及び薬局をつなぐ情報連携基盤に接続し、個人番号カードによるオンライン資格確認を可能にすることにより、受給者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例(平成3年石垣市条例第10号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(受給資格者証__の提示)</p> <p>第7条 受給資格者が医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給資格者証_____を提示するものとする。</p>	<p>(受給資格者証等の提示)</p> <p>第7条 受給資格者が医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給資格者証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示するものとする。</p>